

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

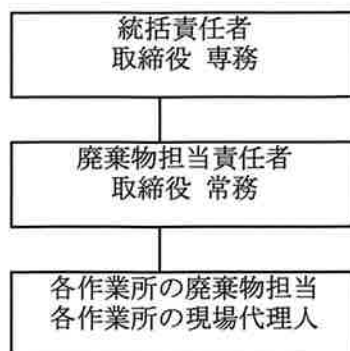
（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 19 日	
山梨県知事	
長崎 幸太郎 殿	
提出者	
住 所 山梨県甲州市塩山熊野 8 0 番地 1	
氏 名 昭和建設株式会社	
代表取締役 浅野 晃一	
電話番号 0553-32-1717	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	昭和建設株式会社
事業場の所在地	山梨県甲州市塩山熊野 8 0 番地 1
計画期間	令和6年 4 月 1 日～令和7年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	令和6年度 元請完成事高 1 0 億円
③ 従業員数	4 8 人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	各工事現場（アスファルト殻、コンクリート殻等）の発生 中間処理施設での処理（委託契約を締結した中間処理施設）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	別紙の通り	
	排出量_	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	別紙の通り	
	排出量_	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り

(第2面) 別紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻(t)	CO殻無筋(t)	CO殻鉄筋(t)	木材(t)	廃プラスチック(t)	混合廃棄物	合計
	排出量	3,279.4	972.9	977.8	420.2	222.0	675.5	6,547.8
	全処理委託量	3,279.4	972.9	977.8	420.2	222.0	675.5	6,547.8
	再生利用業者への処理委託量	3,279.4	972.9	977.8	420.2	0.0	0.0	5,650.3
	(これまでに実施した取組) ・現地で発生したものを有効利用し、作業所内での再利用方法の工夫を各作業所に徹底させ発生量の抑制をしてきました。							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	アスファルト殻(t)	CO殻無筋(t)	CO殻鉄筋(t)	木材(t)	廃プラスチック(t)	混合廃棄物	合計
	排出量	3,200	950	950	400	200	600	6,300
	全処理委託量	3,200	950	950	400	200	600	6,300
	再生利用業者への処理委託量	3,200	950	950	400	0	0	5,500
	(今後実施する予定の取組) ・現地で発生したものを有効利用し、作業所内での再利用方法の工夫を各作業所に徹底させ発生量の抑制をします。							

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	6,547.8 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	5,650.3 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全 処 理 委 託 量	6,300 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	5,500 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1.会社の概要

(1) 会社名

昭和建設株式会社

(2) 資本金

3000万円

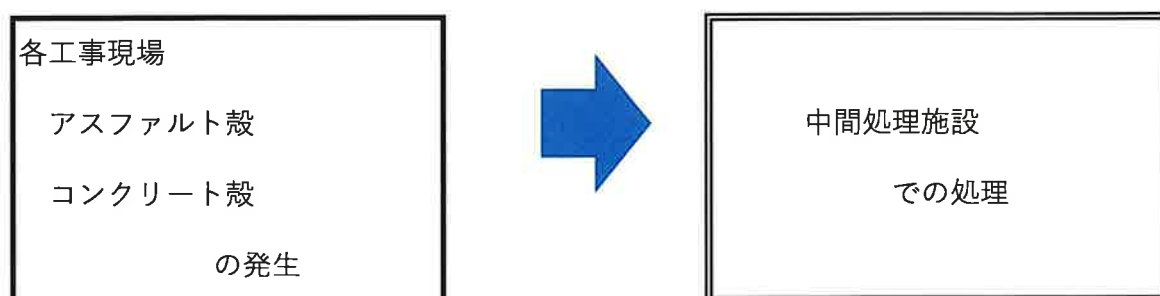
(3) 従業員

48名

(4) 事業の内容

当社の工事の受注先は約80%官公庁工事で占めている。主として土木工事・舗装工事を受注している。民間工事においてもそのほとんどが、官公庁工事を受注した元請け会社よりの下請工事である。

(5) 廃棄物処理フロー



(6) 連絡先

担当者 昭和建設株式会社

取締役専務

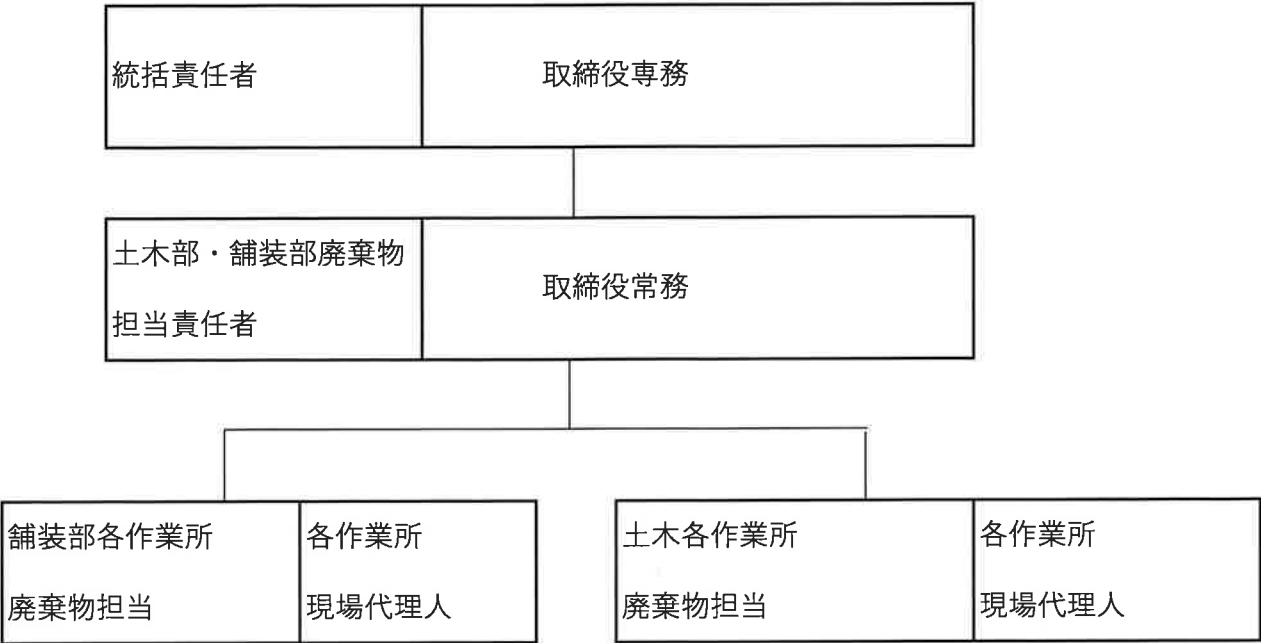
電話番号 0553-32-1717

F A X 0553-32-1704

2.計画期間

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

3.産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



役 割	統括責任者	廃棄物処理方針の策定 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	舗装・土木部 廃棄物担当責任者	統括責任者の補助・助言 各工事部への助言 社員・関連会社に対する教育・啓発 監督官庁への各種報告 廃棄物処理計画の作成 廃棄物処理状況の把握 処理業者・再生業者の選定管理 委託契約の締結
	舗装部・土木部 各作業所担当者	各作業所での産業廃棄物の管理 委託契約先の選定 マニフェストの発行

4.産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

当社の受注工事のほとんどが官公庁から工事であるため、該当年度の受注量により産業廃棄物の受注量も大きく左右される。その他に工事内容により解体工事やトンネル工事などは産業廃棄物が増大する傾向になる。

ただ、建設現場で発生する産業廃棄物の大部分はコンクリート殻・アスファルト殻であるため中間処理施設での再生利用が可能である。

社内では、定期的に社内研修会を実施し、社員に周知を行っている。各作業所において現地で発生したものを有効利用し、作業内の再生利用方法の工夫を徹底して発生量の抑制に努めている。

5.産業廃棄物の分類に関する事項

各作業所で、産業廃棄物発生毎に分別を行っている

6.産業廃棄物の再生利用に関すること

コンクリート殻・アスファルト殻であるために、委託契約を締結した中間処理施設で再生処理している。

7.産業廃棄物の処理に関する事項

受注産業であるためにその年度の受注量により、産業廃棄物の発生量は大きく左右されるが、できるだけ現地で発生したものを有効利用し、作業所内での再利用方法の工夫をおこなう事により発生量の抑制に努めている。